

## 子どもたちを守るために

### 「虐待」とは

「虎が牙をむくように、むごく取り扱うこと。【出典：語源辞典】」これは、虐待の様を表した言葉です。

「虐待」には、①子どもに対する虐待（児童虐待）、②配偶者等に対する暴力（DV）、③高齢者に対する虐待、④障がい者に対する虐待があり、その対象は社会における弱い立場にある人に集中しています。

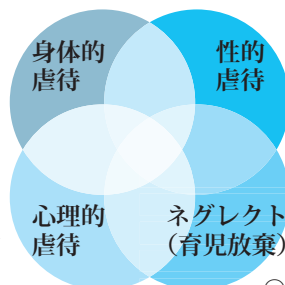
その中でも児童虐待は、小さな子どもにとつて身近で最も信頼すべき大人から受けるものが多く、絶対に許せない行為です。より小さな子どもたちは、身近な大人たちから受ける「虐待」を、それが当たり前だと受け止め、その場から逃れる方法を知りません。じつと我慢して耐えていることしか出来ない「つらく悲しい出来事」なのです。

### 子どもたちへの影響

「虐待」を受けた子どもは成長過程において、深刻な影響を受けます。発育・発達の遅れなどの身体症状や情緒不安定・感情抑制・強い攻撃性

### 子どもの虐待とは？

- なぐる、ける、首をしめる
- 病気やけがをさせる
- 戸外に締め出す、室内に拘束する
- タバコの火を押し付ける
- 激しく揺さぶる など
- 言葉によるおどし、脅迫
- 無視したり、拒否的な態度を示す
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など



- 子どもへの性交
- 性器や性交を見せる
- 性的行為の強要
- ポルノの被写体にする など
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 病気やけがでも病院に連れていかない
- 保護者以外の同居人による虐待を放置する
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする など

などの精神症状、他者とのコミュニケーションがうまくとれず、さまざまな問題行動を引き起こすこともあると言われています。虐待は、将来にわたって子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えかねない行為なのです。

### 児童虐待の分類

「児童虐待」は大きく4つに分類することができ（左図）、複雑・複合的に絡み合っているのが現状です。

### 虐待の背景と通告の義務

児童虐待が起こる背景には、保護者や子どもの身体・精神的状況や生活環境等の要因が絡み合っており、とされています。要因がいくつも重なる状況にある場合は、より深刻な精神状態になり「叩いてはいけない」と思いながらも「叩いてしまう」等の状況も起こり得ます。追い詰められた気持ちを救うために一人で悩まず早期に相談することが必要です。また、「虐待」に気づいた人は「児童虐待防止法」により通告すること義務付けられています。通告する

ことで、周りの人たちがいち早く気づき、子どもの生命を守ることにつながります。

子どもは家庭のみならず、地域社会の中で支え合いながら育まれるものです。子育てに悩んだ時には、また、悩む人に気づいた場合は専門機関へご相談ください。

### 子育て・児童虐待の相談窓口

- 竹原市家庭児童相談室
- ☎ 22-13544
- 広島県西部子ども家庭センター
- ☎ 082125410381

### 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

虐待や差別など、様々な人権問題を積極的に把握し、問題解決の援助をするために、人権相談所を常時開設しています。

9月7日（月）から9月13日（日）までを全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談 0570-003-110

相談時間 8時30分～19時

※ただし、土・日曜日は10時～17時

実施機関 広島法務局・広島県人権擁護委員連合会



### 「人権のまち竹原」市民研究集会

日時 8月23日（日）13時30分～15時

場所 勤労青少年ホーム3階軽運動場 ※入場無料

テーマ 『表現の自由と「人を傷つける発言・行動」とは…～ヘイト・スピーチの実態とは何か～』

講師 <sup>キム</sup>金 <sup>サンギョク</sup>尚均さん

講師プロフィール

龍谷大学法科大学院教授。著書『ヘイト・スピーチの法的研究』、『危険社会と刑法』、『ドラッグの刑事規制』

問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726